整理番号	こ青－法申－１０

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	こども青少年局保育施策部保育企画課(06－6208－8037)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	子どものための教育・保育給付　支給認定
概　要	保護者は子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に申請を行い支給認定を受けなければならない。また、支給認定内容を変更する必要があるときも同様である。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第20条、第23条 子ども・子育て支援法施行規則第１条、第４条、第８条 大阪市子ども・子育て支援法施行細則第４条、第６条
審査基準	【支給認定の基準】 市内に居住実態があり、次の各号に該当するものの保護者 １　教育標準時間認定　満３歳以上の小学校就学前子ども ２　保育認定　満３歳以上の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ３　保育認定　満３歳未満の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【保育認定基準】 １　１か月に48時間以上労働することを常態としている場合 ２　妊娠中であるか又は出産後間がない場合 ３　疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合 ４　同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合 ５　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 ６　求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 ７　就学している場合 ８　児童が虐待を受けている場合又は世帯でＤＶが発生している場合 ９　保護者が育児休業等を取得する場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が保育施設等を利用しており、同一施設等を継続利用することが必要であると認められる場合 10　その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合 【支給認定の有効期間】 １　保育認定基準が１、３、４、５に該当する場合　当該子どもの小学校就学まで ２　保育認定基準が２に該当する場合　出産日から8週間を経過した日の月末まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） ３　保育認定基準が６に該当する場合　有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） ４　保育認定基準が７に該当する場合　保護者の卒業予定日まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） ５　その他　区保健福祉センター所長が必要と認める期間 【保育必要量】 保育必要量の認定は、保育標準時間（1日あたり11時間まで）又は保育短時間（1日あたり8時間まで）の区分に分けて行う １　保育標準時間　保育認定基準が１（両親のいずれもが月120時間以上就労する場合）、２、５、８に該当する場合等 ２　保育短時間　保育認定基準が１（両親のいずれかが月48時間以上120時間未満就労する場合）、６、９に該当する場合等 （保育認定基準が３、４、７、10に該当する場合は各家庭の状況から個別に判断をする。）
標準処理期間	30日間（一斉利用申込の場合は約4ヶ月）
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	年度途中･･･随時、一斉申込（4月1日からの利用希望）･･･10月頃
提出方法	教育標準時間認定の場合･･･所定の用紙により入所希望施設へ提出 保育認定の場合･･･所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ提出
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000243575.html
備　考	